### エシカル消費~未来のために私たちができること~

エシカル消費とは、人・社会・地域・環境に配慮した 地域への配慮 消費行動のことで、持続可能な開発目標 (SDGs) の 12 番目「つくる責任 つかう責任」に関連する取り組みで す。私たち一人ひとりが、日々の買物を通して、課題解 決のために自分は何ができるのかを考えてみることが第 一歩です。

### 人・社会への配慮

商品やサービスの裏に隠されたストーリーに思いを巡 らせてみませんか?

- ・フェアトレード認証商品
- ・売上金の一部が寄付につながる商品
- ・障がい者支援につながる商品の選択



地元の食材を選ぶことや地元のお店で商品を買うこと は、地元を応援することにつながります。

・地産地消

### 環境への配慮

- マイバックを使う、マイボトルを利用する
- ・食品ロスを減らす
- ・ゴミの分別を徹底する

## みんなで支え合う社会へ

エシカル消費は「社会が豊かなときに、お金に余裕が ある人が実践するもの」ではありません。消費と社会の つながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変え るために、今から行動しましょう!

# ■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日 時	場所	問 合 先
弁護士相談 (要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 12月分:11/4(火)~ 1月分:12/1(月)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	11月14日(金)、28日(金) 12月12日(金)、26日(金)10時~12時	本庁舎 2階市民相談室	市民生活課 (21) 2122
	11月20日(木) 10時~12時	大平隣保館 ☎ (43) 6611 🚾 0120-46-7830	
	11月17日(月)10時~12時	岡総合支所 別館 2 階 会議室	
	12月16日(火)10時~12時	都賀総合支所 2 階 小会議室	市民生活課 <b>公</b> (21)2122 議室
	11月25日(火)10時~12時	西方総合支所 1階 会議室	
	12月18日(木)10時~12時	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室	
<b>法律相談 (要予約)</b> ※主催 栃木市社会福祉協議会	11月4日(火)、18日(火)9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	栃木市社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始: 11/4(火)8 時 30 分~	11月21日(金) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122	
司法書士相談相続·遺言、不動産登記、成年後 見制度等) <b>予約開始:11/4(火)8時30分~</b>	11月19日(水) 10時~12時		市民生活課 <b>公</b> (21)2122
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)予約開始:11/4(火)8時30分~	11月21日(金) 14時~16時		
消費生活相談(要予約) (商品やサービスなど消費生活全般)	月~木曜日 9 時~ 12 時、13 時~ 15 時	本庁舎 2階 消費生活センター☎(23	8) 8899 🔣 (23) 8820
合同相談(要予約※相談日の1週間前まで) ・行政相談 (国の行政機関等の業務 に対する苦情・意見・要望等) ・人権擁護委員相談	11月11日(火)10時~12時 ※ご都合がつかない場合や各総合支所での相談 をご希望される場合、お気軽にお問合せください	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎ (21) 2122
市民相談(日常生活の問題など)	月~金曜日 9 時~17 時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 (21) 2122
人権相談	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	大平隣保館な(43)6611 0000120-46-7830、厚生センターな(24) 2444、人権・男女共同参画課な(21) 2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9 時~ 16 時	配偶者暴力相談支援センターな(21) 2218	
いじめ相談電話	月〜金曜日 9 時〜 17 時 ※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センターな (24)0667 🗷 gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
<b>ドラーロは</b> (7月11日)と「五人なこ)		本庁舎青少年育成センター☎ (23)6566 図 gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
<b>家庭児童相談</b> (0 ~17 歳の子ど もとその家族、ヤングケアラー等)	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	こども家庭センター☎(25) 5149	
児童虐待相談	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	こども家庭センター☎(25) 5149 ※左記以外の時間は☎ 189	
女性・ひとり親家庭相談	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	こども家庭センター☎(25)8033	
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 <b>な</b> (21)2219 <mark>孤</mark> (21)2682	
<b>ひきこもり相談 (要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	第 4 水曜日(次回 11 月 26 日) 10 時~12 時、13 時~15 時		
就労支援相談 (要予約) (40 歳未満の就労相談)	第1·3月曜日13時~21時第1·3土曜日17時~21時	栃木勤労青少年ホーム <b>な</b> (22) 3113 大平勤労青少年ホーム <b>な</b> (43) 5191	
	第2·4月曜日13時~21時第1·3土曜日13時~16時		
高齢者相談(介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
<b>もの忘れ相談</b> (認知症の専門員による相談)	第 2 金曜日(次回 1 1 月 1 4 日) 10 時~ 11 時 30 分	本庁舎 1 階 市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2171·2246	

# 令和 7 年度原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金



市では、物価高騰の影響に加えてエネルギー価格高騰による厳しい経営状況にある市内運送事業者等 に対して、補助金の交付による支援を行います。

対象 次の①から③全ての要件を満たすこと

①中小企業者:令和7年9月1日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業を営み、今後も 市内において事業を継続する意思を有する者

個人事業主: 令和7年9月1日以前から市内に住所を有し、かつ、市内で事業を営み、今後も市内に おいて事業を継続する意思を有する者

②「一般貨物自動車運送事業者」、「特定貨物自動車運送事業者」、「一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)」、「土 砂等運搬事業者 | 、「一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者) | 、「一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー事 業者) |、「自動車運転代行業者 |、「貨物軽自動車運送事業者 | のいずれかが市内に有する事業所に配置している車両であ ること

③市税を滞納していないこと

申請 11月4日(火)から12月26日(金)(当日消印有効) までに必要書類を揃えて、郵送または問合先窓□にお持ちく ださい。なお、申請用紙は窓口または市ホームページからダ ウンロードできます。※ただし、予算の上限に達した場合は、 期限内でも終了となります。

問商工振興課☎ (21) 2759

### 補助額(ト限額10万円/1事業者1 回限り)

隔奶族 (工成族 10 77 17 1 7 来省 1 四秋 9 7			
対象事業者	補助額		
一般・特定貨物自動車運送事業者 貸切・乗合バス事業者 土砂等運搬事業者	補助対象車両1台につき 1万円		
タクシー事業者 自動車運転代行業者 貨物軽自動車運送事業者	補助対象車両1台につき5千円		



ご理解とご協力をお願いします

# 販売事業者への立入検査

市では「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品 安全法」「電気用品安全法」に基づく、販売事業者 への立入検査を実施しています。

これらの法律では、消費者の利益や安全を守り、 不測の損失や危害発生の防止を図るため、販売する 商品について、国が定めた適正な品質表示や基準に 適合した製品安全マークの表示等を義務付けてお り、これらの表示のない商品は、販売または販売目 的の陳列ができないことになっています。

立入検査の実施にあたり、事前に連絡は行いませ んが、販売事業者の皆様のご理解とご協力をよろし くお願いします。

検査時期 11月~令和8年2月(予定)

問 市民生活課 ☎ (21) 2121

# 空き家の調査

空き家の現状を把握するため、実態調査を実施します。

調査対象 市内全域の空き家の可能性がある建物

調査時期 10月~令和8年2月(予定)

調査方法 市が委託した事業者 (株式会社パスコ 栃木支店) の調査員による外観目視調査および写真撮影。調査員は腕章 を着用し、市が発行した身分証明書を携帯します。道路等一 般に立ち入ることができる場所から調査・写真撮影を行いま す。敷地の境界が分かり難い場所等においてやむを得ず敷地 内に立入る可能性があります。

その他 今後の空き家の適正管理や対策検討のための基礎資 料を作成するために行うもので、課税等には一切関係ありま せん。また、調査上知り得た個人情報をほかの日 的で利用することはありません。調査の結果、空 き家の所有者または管理者の方に、意向調査や管 理のお願いに係る通知等をさせていただくことが あります。

問 建築住宅課 ☎ (21) 2452





ぎゃらりい ぜん株式会社 〒328-0037 栃木県栃木市係町7-15(銀座通り TEL.0282-25-0017 FAX.0282-20-3217 OPEN:水~日/10:00~18:00 CLOSE:月·火 http://www.gallervzen.co.ip

買取 日本画・洋画・掛軸・陶磁器・木竹工芸品・ガラス工芸品・骨董品・ 茶道具・古銭・切手その他 どうぞお気軽にご相談ください



◆ 看護学科 ◆ 助産学科 ◆ 理学療法学科 ◆ 作業療法学科 ◆ 歯科衛生学科◆

◆進路に悩む受験生対象の個別相談も受付中!※助産学科を除く◆

13 広報とちぎ 2025.11